

## 審 査 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項	第 9 条 の 3 第 1 項
処 分 の 概 要	猟銃等射撃指導員の指定
原権者（委任先）	愛知県公安委員会
法 令 の 定 め	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条 の 3 第 1 項  銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、第 1 2 条（推薦等）、第 4 2 条（猟銃等射撃指導員の基準）、第 4 3 条（射撃指導員の指定の申請の手続）</p>
審 査 基 準	<p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 4 2 条第 1 項各号について、面接、試験、関係公益法人からの推薦等の方法により審査を行い、全てに適合していれば指定を行う。  なお、同規則に定める猟銃等射撃指導員の指定の基準中</p> <p>(1) 「銃砲、火薬類及び狩猟に関する法令」とは、銃砲刀剣類所持等取締法、武器等製造法、火薬類取締法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等の法律、これらに基づく命令及びこれらに基づく行政庁の処分を指す。</p> <p>(2) 「相当な人格識見」とは、猟銃等の射撃に関するものにとどまらず、社会生活全般におけるそれを指す。</p> <p>(3) 「相当な知識」、「相当に習熟」とは、一般的な知識、技能にとどまらず、指導の相手方の個別具体的事案に即して指導可能な程度に知識、技能を有するという趣旨である。</p>
標 準 処 理 期 間	3 5 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先	申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先	愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 電話 052-951-1611 内線3176
備 考	